

## 未成年者契約の相談が増加しています

今や小学校でもパソコンの授業が行われ大人よりパソコンに親しんでいる子供たちが増えていると言われていています。県内の相談窓口に寄せられる未成年者の契約トラブルに関する相談件数は年々増加傾向にあり、その大半はアダルトサイトのワンクリック請求等に関するものですが、平成23年度はそれらを除くネット関連等の契約に関する相談が前年度の1.6倍に増加しました。未成年者の契約ツールのほとんどが携帯電話やパソコンであり、支払は家族が所有するクレジットカードというケースも少なくありません。

### 事例 1

孫がオンラインゲームをやりクレジットカードで1日に8万円も使った。過去の分20万円を請求されたら支払わなければならないか。カード情報は最初に一度だけ登録しただけだ。(60歳 女性)

### 事例 2

16歳の娘がネットでダイエット食品2年間分を契約していることがわかった。成分が心配だし、代金も未払いなので解約を申し出ると違約金1万円を請求してきた。(40歳 女性)

### 事例 3

高1の息子がスマホでオンラインゲームをし携帯電話料金と一緒に請求された。上限額を決めたはずなのに、まだ課金して遊んでいるようだ。以前頼まれて一度だけ私のクレジットカード番号を教えたことがあるので、それを使っているのではないかと心配だ。(45歳 女性)

### 事例 4

小6の息子が祖母の携帯電話を勝手に持ち出し無料ゲームをして携帯会社から2万円を超える高額なパケ代を請求された。祖母はパケ放題の契約はしていない。(39歳 女性)

### アドバイス

民法の規定では未成年者が法定代理人の同意を得ないでした契約は取消すことができるとされていますが、成年者と偽ったり結婚している場合、小遣いの範囲内の契約の場合などは取消できないことがあります。また、クレジットカードを勝手に使用した場合は保有者の管理責任を問われかねません。一度だけのつもりでカード番号を教えたとしても、システムにカード情報の登録記録が残るほか類推できるよう

な暗証番号であればたとえ子供であっても容易に高額な取引ができてしまいます。家族内でインターネットなどの利用方法についてよく話し合うほか、うちの子に限ってと過信せず、安易に重要な情報を教えないようにしましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日8：30～17：00)

土曜日は電話相談(9：00～17：00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

(H24. 11. 27 岐阜新聞掲載)

